

# 令和7年度 札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項

この要項は、令和7年度（2025年度）の札幌市立特別支援学校高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集人員等

### (1) 募集学校及び募集人員

#### ア 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学 科<br>学校名      | 流通<br>サービス科 | クリーン<br>サービス科 | リサイクル<br>サービス科 | 工芸もの<br>づくり科 | 服飾もの<br>づくり科 | 普通科<br>(職業コース) | 合計  |
|-----------------|-------------|---------------|----------------|--------------|--------------|----------------|-----|
| 市立札幌豊明高等支援学校    | 8人          | 8人            | 8人             | 8人           | 8人           |                | 40人 |
| 市立札幌みなみの杜高等支援学校 |             |               |                |              |              | 56人            | 56人 |

#### イ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学校名        | 普通科重複学級 | 合計 |
|------------|---------|----|
| 市立札幌北翔支援学校 | 6人      | 6人 |

#### ウ 病弱者（身体虚弱である者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学校名         | 普通科普通学級 | 普通科重複学級 | 合計  |
|-------------|---------|---------|-----|
| 市立札幌山の手支援学校 | 8人      | 6人      | 14人 |

(2) 出願できる学校は、1校とする。

## 2 修業年限 3年とする。

## 3 出願資格

出願資格を有する者は、次の(1)及び(2)に該当する者で、かつ、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程を卒業する見込みの者を含む。）

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他出願先の特別支援学校長（以下「出願先の校長」という。）が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 1の(1)のアからウの各特別支援学校の令和7年度生徒募集要領の出願資格に該当する者

## 4 出願手続

### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した（修了した場合を含む。）特別支援学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「在学学校等の校長」という。）を経由して、出願先の校長に提出すること。

ただし、3の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、出願先の校長に対して行うこと。

- ア 入学願書
- イ 写真
- ウ 住民票（出願者を含む世帯全員の住民票）
- エ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学学校等の校長の手続

在学学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、5の出願の受付期間（1の(1)のアの特別支援学校にあっては、出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。ただし、出願者が3の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

## 5 出願の受付期間等

1の(1)のアの特別支援学校への出願の受付期間は、令和7年（2025年）1月6日（月）から同月14日（火）正午までとし、出願変更の受付期間は、令和7年（2025年）1月16日（木）から同月22日（水）正午までとする。出願変更の手続等については、1の(1)のアの特別支援学校の令和7年度生徒募集要領による。

1の(1)のイ及びウの特別支援学校への出願受付期間は、令和7年（2025年）1月8日（水）から同月22日（水）正午までとする。

## 6 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学校名             | 所在地・電話番号  |
|-----------------|---|
| 市立札幌豊明高等支援学校    | 〒002-8034 札幌市北区西茨戸4条1丁目1番1号<br>TEL (011) 774-2222 |
| 市立札幌みなみの杜高等支援学校 | 〒005-0012 札幌市南区真駒内上町4丁目7番1号<br>TEL (011) 596-0451 |

(2) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学校名        | 所在地・電話番号  |
|------------|---|
| 市立札幌北翔支援学校 | 〒063-0831 札幌市西区発寒11条6丁目2番1号<br>TEL (011) 668-5161 |

(3) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 学校名         | 所在地・電話番号   |
|-------------|--|
| 市立札幌山の手支援学校 | 〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号<br>TEL (011) 611-7934 |

## 7 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書等を総合的に評価し、選考する。

(1) 1の(1)のアに掲げる特別支援学校

- ア 学習状況検査
- イ 面接
- ウ 集団活動を伴う検査

(2) 1の(1)のイに掲げる特別支援学校

- ア 面接

(3) 1の(1)のウに掲げる特別支援学校

「普通科普通学級」

ア 学力検査

イ 面接

「普通科重複学級」

ア 学習状況検査

イ 面接

## 8 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、出願先の校長は、合格者の受検番号を6に掲げる受検会場に掲示及びホームページにて発表する。また、可否について在学学校等の校長に通知するとともに、在学学校の校長から確実な方法により合格者及び保護者に通知する。

| 選考検査の期日                                | 合格発表の期日及び時間               |
|--|---------------------------|
| 令和7年(2025年)1月31日(金)                    | 令和7年(2025年)2月17日(月) 午前10時 |
| ※7の(1)のウの選考検査の期日<br>令和7年(2025年)2月3日(月) |                           |

## 9 第2次募集

合格者の数が募集人員に達しない学校においては、第2次募集を行う。第2次募集の選考検査の期日等の詳細については、1の(1)のアからウの各特別支援学校の令和7年度生徒募集要領による。また、第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者(第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障がい種の学校を希望する者に限る。)がある場合は、当該学校の校長は、令和7年(2025年)3月21日(金)までの間に選考の上、入学させることができる。

## 10 その他

1の(1)のアからウの各特別支援学校の「令和7年度生徒募集要領」、4の(1)のエのその他「出願先の校長が必要と認めるもの」、4の(2)の「出願先の校長の定める個人調査書」等の詳細については、令和6年(2024年)12月6日(金)までに当該特別支援学校のホームページに掲載する。